

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の基本方針

令和8年10月1日

学長 喜岡 渉

1. はじめに

四日市大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「人間たれ」を精神基盤に、「世界を見つめ地域を考える」大学として、グローバルな感覚で21世紀の地域社会をリードする人材の育成を行ってまいりました。これからも地域に対し真に存在感を示すことのできる地域密着型、地域貢献型大学実現のため、実践的な学びを重視していきたいと考えています。

そのような中、採用活動において本学教職員が優越的な地位等によって求職者等に不利益や不快感を与える行為は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく信頼関係を損なうものであり、許されるものではありません。本学では、このようなハラスメントを一切容認せず、求職者等の皆様が安心して就職活動を行えるよう、組織的な未然防止に取り組んでまいります。

2. 求職者等セクシュアルハラスメントの定義

採用選考など面談等を受ける求職者に対し、本学教職員が「職務上の地位や優越性を背景とした性的な言動によって求職者等の活動を阻害する行為」を求職者等に対するセクシュアルハラスメントと定義し、以下に例示します（これらに限定するものではありません）。

- ・採用確約の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為
- ・性的な質問や交際相手の有無を確認すること
- ・身体への不必要な接触や言動
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的言動
- ・採用活動以外で応募者の個人アカウントを勝手に利用する行為

3. 求職者等セクシュアルハラスメントへの対応姿勢

教職員が求職者等と接する際は以下のルールを厳守するとともに、教職員が決してセクシュアルハラスメントの加害者とならないよう組織的に取り組みます。

- ・面談場所の限定 面談は大学内施設とします。
- ・面談時間の制限 面談時間は曜日にかかわらず通常の勤務時間内を原則とします。
- ・連絡手段の指定 大学代表電話、大学メールアドレス又は職員公式アカウントとします。
- ・相談窓口の設置 求職者等の皆様からの相談を受け付ける窓口を設置します。相談した事実を理由に不利益な取り扱いは一切行いません。
- ・迅速な事後対応 相談があった場合、迅速かつ正確に事実確認を行います。被害が確認された場合は速やかに行方者との引き離し等の配慮を行い、違反行為者に対する厳正な対応を行うとともに、再発防止に向けた措置を講じます。
- ・個人情報の保護 ご相談の内容や個人情報は、本人の同意なく開示することは一切いたしません。

4. 相談窓口

四日市大学 求職者等ハラスメント窓口（総務部総務課）

TEL059 - 365 - 6588 Mail soumu@yokkaichi-u.ac.jp